

第115回 定時株主総会 招集ご通知

日 時



2025年6月20日（金曜日）
午前10時

場 所



広島県府中市元町445番地の1
府中商工会議所会館

▶ 株主総会に当日ご出席されない株主様

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2025年6月19日（木曜日）午後4時50分まで

目 次

第115回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	6
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	13
事業報告	17
連結計算書類	37
計算書類	59
監査報告書	74

法令および当社定款第16条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の目次、項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

株式会社北川鉄工所

証券コード：6317

証券コード：6317

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1

株式会社北川鉄工所

代表取締役会長 北 川 祐 治

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第115回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kiw.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、**2025年6月19日（木曜日）午後4時50分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時
2	場 所	広島県府中市元町445番地の1 府中商工会議所会館 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご覧ください。)
3	目的事項	
	報告事項	1. 第115期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第115期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネットによる議決権行使
のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時

2025年6月20日(金曜日) 午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご
投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の
意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後4時50分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、各議案
に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2025年6月19日(木曜日)
午後4時50分まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を
有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に
行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内 (インターネット接続に係る費用は株皆様のご負担となります。)

スマートフォンでQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

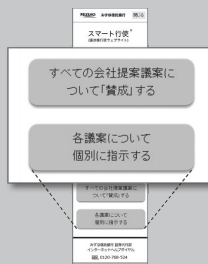
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

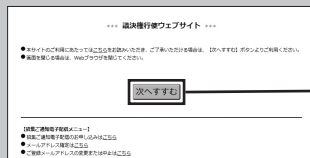
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

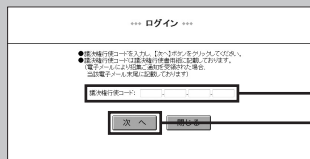
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

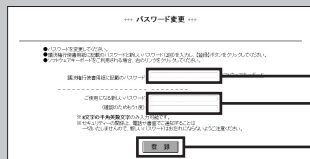
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社「CJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、将来の事業展開および経営体質の強化のため内部留保の充実を図りつつ、連結配当性向30%を目標として安定した配当を継続することを利益配分の基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当金につきましては、当期の業績および厳しい経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、先に実施しました中間配当金25円を含め、1株につき50円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 230,980,500円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

ご参考 配当金の推移

	第112期 (2021年4月～2022年3月)	第113期 (2022年4月～2023年3月)	第114期 (2023年4月～2024年3月)	第115期 (2024年4月～2025年3月)
一株当たり年間配当額	50円	30円	40円	50円
配当性向（連結）	—	—	29.1%	37.0%

（注）第115期（当期）の1株当たり年間配当金は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした金額です。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につき監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 現在の地位および担当	取締役会への 出席状況
1	きた がわ ゆう じ 北 川 祐 治 再 任 男 性	代表取締役会長	13／13回 (100%)
2	きた がわ ひろし 北 川 宏 再 任 男 性	代表取締役副会長	13／13回 (100%)
3	おか の きみ お 岡 野 帝 男 再 任 男 性	代表取締役社長執行役員 兼開発本部長	10／10回 (100%)
4	にし かわ み さ こ 西 川 三佐子 再 任 女 性 社 外 独 立	取締役	12／13回 (92%)
5	すぎ ぐち やす ひろ 杉 口 安 弘 再 任 男 性 社 外 独 立	取締役	13／13回 (100%)

（注）岡野帝男氏については、2024年6月21日の取締役就任後の出席状況を記載しております。

候補者
番 号

1

きた
北

がわ
川

ゆう
祐

じ
治

(1957年4月1日生)

再 任

男 性

略歴、当社における地位および担当

1983年9月 当社入社
1991年6月 当社取締役
1995年4月 当社常務取締役
1997年4月 当社専務取締役
1999年4月 当社代表取締役専務
2001年4月 当社代表取締役社長
2016年4月 当社代表取締役社長 工機事業部長
2018年4月 当社代表取締役会長兼社長
2022年4月 当社代表取締役会長兼社長兼開発本部長
2022年6月 当社代表取締役会長兼社長執行役員兼開発本部長
2024年6月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社北川製作所代表取締役会長
北川冷機株式会社代表取締役社長
株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長兼社長
府中商工会議所会頭

■ 所有する当社の株式の数：139,994株 ■ 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）

取締役候補者とした理由

北川祐治氏は、当社に入社以来、当社の要職を歴任し、長きにわたり代表取締役社長として当社グループを牽引してまいりました。当社における豊富な経営経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に関する知見をもとに、代表取締役会長として、当社の経営全般に対してより大局的な視点から指導・監督をいただき、また当社のガバナンス体制の強化に貢献いただけるものと期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者
番号

2

きた
北
がわ
川

ひろし
宏

(1958年12月12日生)

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1981年4月 当社入社
1993年6月 当社取締役
1997年4月 当社常務取締役
2001年4月 当社代表取締役専務
2009年4月 当社代表取締役副社長 執行役員東京営業本部長
2010年4月 当社代表取締役副社長
2012年6月 当社代表取締役副社長
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.出向（代表取締役社長）
2015年4月 当社代表取締役副社長 素形材事業本部長
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.出向（代表取締役社長）
2017年4月 当社代表取締役副社長 素形材事業本部長
2018年4月 当社代表取締役副会長
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長
2021年4月 当社代表取締役副会長兼経営管理本部長
2022年6月 当社代表取締役副会長執行役員兼経営管理本部長
2024年6月 当社代表取締役副会長（現任）

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：23,489株

■ 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）

取締役候補者とした理由

北川宏氏は、当社に入社以来、キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長、メキシコ子会社の社長などの要職を歴任し、現在は代表取締役副会長を務めるなど、当社における豊富な経営経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としました。

候補者
番号

3

おか
岡

の
野

きみ
帝

お
男

(1963年1月12日生)

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 株式会社広島銀行入行
2012年4月 同社府中支店長
2017年4月 同社執行役員福山営業本部長
2019年4月 同社常務執行役員
2021年6月 同社取締役常務執行役員
2022年6月 しまなみ債権回収株式会社代表取締役会長
2023年4月 当社非常勤顧問
2024年5月 当社常勤顧問
2024年6月 当社代表取締役社長執行役員兼開発本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：11,410株 ■ 取締役会出席状況：10回中10回出席（100%）

取締役候補者とした理由

岡野帝男氏は、金融機関における法人融資やリスク管理など多岐にわたる豊富な業務経験と知見を有し、昨年6月より代表取締役社長執行役員兼開発本部長として当社グループを牽引しております。当社の長期経営計画であるPlus Decade 2031の実現に向け、当社の経営体制の強化を図り、当社グループの持続的な発展と更なる企業価値の向上に大きく貢献いただけると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者
番 号

4

にし
西

かわ
川

み さ こ
三 佐 子

(1967年10月11日生)

再 任

女 性

社 外

独 立

略歴、当社における地位および担当

1994年6月 中国生産性本部入職

2016年2月 同本部専任部長（現任）

2021年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：592株

■ 取締役会出席状況：13回中12回出席（92%）

■ 社外取締役在任年数：4年（本定時株主総会の終結の時）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西川三佐子氏は、中国生産性本部において人材育成や組織の活性化について研究を重ね、現在は人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとして活躍しています。同氏はこれまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の知見に基づき客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の経営品質向上に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、中国生産性本部の業務執行者です。当社は同本部の中国経営品質協議会に加入し、当社新任管理職が毎年、経営品質の講習会を受講しておりますが、その取引額は同本部の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

候補者
番号

5

すぎ
杉

ぐち
口

やす
安

ひろ
弘

(1957年3月12日生)

再任

男性

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1979年4月 伊藤萬株式会社（現 日鉄物産株式会社）入社
2008年6月 住金物産株式会社（現 日鉄物産株式会社）執行役員
2011年6月 同社執行役員
住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2013年10月 日鉄物産株式会社執行役員
日鉄住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2015年4月 日鉄物産株式会社常務執行役員
2016年6月 日鉄物産株式会社取締役常務執行役員
2021年6月 日鉄物産株式会社顧問
2022年8月 当社非常勤顧問
2023年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：470株
- 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：2年（本定時株主総会の終結の時）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

杉口安弘氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の企業価値向上に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、日鉄物産株式会社の取締役、同社子会社の代表取締役などの要職を歴任し、2022年6月に同社顧問を退任されました。当社は同社から鉄鋼製品（資材）を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

また、同社が保有する当社株式は発行済株式総数の1.0%にとどまることおよび同氏が同社を退職してから期間が経過していることにより、同社の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）を含めた、2025年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 西川三佐子氏、杉口安弘氏は社外取締役候補者であります。
当社は西川三佐子氏、杉口安弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 杉口安弘氏は、過去10年間に於いて、当社子会社であるKITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.および当社の特定関係事業者（当社の子会社を除く。）であるKITAGAWA-NORTHTECH INC.の業務執行者でない役員（非常勤取締役）であったことがあります。
5. 当社は、西川三佐子氏、杉口安弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、西川三佐子氏、杉口安弘氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める取締役会における審議を経ております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すぎ ぐち やす ひろ
杉 口 安 弘 (1957年3月12日生)

男性 社外 独立

略歴、当社における地位および担当

1979年4月 伊藤萬株式会社（現 日鉄物産株式会社）入社
2008年6月 住金物産株式会社（現 日鉄物産株式会社）執行役員
2011年6月 同社執行役員
住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2013年10月 日鉄物産株式会社執行役員
日鉄住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2015年4月 日鉄物産株式会社常務執行役員
2016年6月 日鉄物産株式会社取締役常務執行役員
2021年6月 日鉄物産株式会社顧問
2022年8月 当社非常勤顧問
2023年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：470株
- 取締役会出席状況：13回中13回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：2年（本定時株主総会の終結の時）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

杉口安弘氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。選任後はこれらの経験と知見を活かし、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと期待しております。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、日鉄物産株式会社の取締役、同子会社の代表取締役などの要職を歴任し、2022年6月に同社顧問を退任されました。当社は同社から鉄鋼製品（資材）を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

また、同社が保有する当社株式は発行済株式総数の1.0%にとどまることおよび同氏が同社を退職してから期間が経過していることにより、同社の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

- (注) 1. 候補者は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）について、2025年3月31日現在の状況を記載しております。
4. 候補者は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
また候補者は現在当社の社外取締役であり、当社は候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は引き続き候補者を独立役員とする予定であります。
5. 候補者は、過去10年間に於いて、当社子会社であるKITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.および当社の特定関係事業者（当社の子会社を除く。）であるKITAGAWA-NORTHTECH INC.の業務執行者でない役員（非常勤取締役）であったことがあります。
6. 当社は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、候補者との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役候補者のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および取締役の主要な専門性と経験は、以下のとおりです。

区 分	氏 名	企業経営	営業・マーケティング	グローバル経験	法務・コンプライアンス	財務・会計	生産・技術	人材育成 ダイバーシティ
監査等委員 でない取締役	北 川 祐 治	●	●	●		●	●	
	北 川 宏	●	●	●		●		
	岡 野 帝 男	●	●		●	●	●	●
	西 川 三佐子		●		●			●
	杉 口 安 弘	●	●	●		●		
監査等委員 である取締役	野 上 武 志				●	●		
	貝 原 潤 司	●	●	●		●	●	
	平 浩 介				●	●		●

※上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

【社外役員独立性基準】

当社は、当社の社外役員が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けるものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者(注1)
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(注2)
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者(注3)
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に直近3事業年度における年間平均1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
8. 上記1.から7.までの重要な者(注4)の配偶者又は2親等以内の親族、同居の親族である者

注1：「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。

注2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近3事業年度における年間平均売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに対して、当社グループの直近3事業年度における年間平均売上2%以上の額の支払いを行っている者をいう。

注4：「重要な者」とは、各会社・取引先の取締役(社外取締役を除く)・執行役・部長、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、中国経済の低迷や不安定な中東情勢、米国政府による輸入品関税の引上げリスクなど先行き不透明な状況が続いておりますが、米国での個人消費の増加やインフレの緩和による欧州経済の持ち直し等により緩やかな回復基調で推移しました。また、わが国経済も、物価の高止まりや急激な為替の変動など先の見通せない状況が続いておりますが、雇用・所得環境の改善等もあり、個人消費や民間設備投資は持ち直しの動きが見られました。

このような経営環境下において、当社グループは、2021年11月に長期経営計画「Plus Decade 2031」を策定し、さらに2024年11月には「中期経営計画2027」を策定いたしました。これらの計画に基づき、基盤事業の収益力の改善・強化および資本の効率的な活用を通じて、事業および収益構造の転換に向けた基盤構築を着実に推進してまいります。

当連結会計年度におきましては、売上高は金属索形材事業のタイ工場の閉鎖等により減少となりましたが、産業機械事業、半導体関連事業の収益性が改善されたこと等により営業利益が前期比で増加しました。

その結果、売上高はグループ全体で、57,280百万円（前期比 7.0%減）、営業利益は1,872百万円（前期比 11.4%増）、経常利益は2,315百万円（前期比 3.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,246百万円（前期比 1.6%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

なお、中間連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）

工作機械業界は、全体として需要の力強さを欠き、受注高は前期比で横ばいに推移しました。電気自動車（EV）関連等の投資が底堅く推移したことで海外向けは増加しましたが、国内向けは中小企業を中心に設備投資について慎重な姿勢が見られ減少となりました。

当カンパニーの売上高は、海外はインド向けを中心に受注が増えたものの、国内は設備投資の低迷が影響し、9,031百万円（前期比 2.2%減）となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましては、売上高の減少や1月に完成した本社工場棟への設備移設費用の計上などにより、427百万円（前期比 43.8%減）となりました。

キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）

建設業界は、慢性的な建設労働者不足による労務費の高騰や建設資材価格の高止まり等により一部で建設延期や計画の見直しが発生していますが、公共投資、民間建設投資ともに好調であり底堅く推移しました。

当カンパニーの売上高は、概ね計画どおりに推移し、20,004百万円（前期比 1.3%増）となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましても、原材料コスト上昇分の価格転嫁や立体駐車場事業における施工管理の徹底などにより安定した収益が確保できたため、1,668百万円（前期比 46.2%増）となりました。

キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）

自動車業界は、世界的なEV需要の減速や米国による関税引上げ、国内自動車メーカーの不正認証の問題など先行きの見通せない状況が続いていますが、市況は概ね横ばいに推移しています。一方、農業機械・建設機械業界につきましても、欧米の高金利の影響による住宅着工数の減少や中国でのエンジン需要の低下などの影響が強く、市場は弱含みで推移しています。

当カンパニーの売上高は、タイ工場の閉鎖に伴う売上の減少や自動車部品・農業機械部品の受注量減少により、24,725百万円（前期比 17.0%減）となりました。また、コスト低減活動や、販売価格改定により収益性は徐々に改善しているものの、受注量減少の影響が大きく、セグメント損失（営業損失）は、128百万円（前期セグメント利益（営業利益） 102百万円）となりました。

半導体関連事業

半導体業界は、在庫調整による調整局面が終了し、緩やかに持ち直して推移しております。

当事業セグメントの売上高は、連結子会社である北川グレステック(株)がハードディスク製造装置の大型案件の売上を計上したこと、半導体関連の消耗品販売および受託加工が順調に推移したことにより、2,512百万円となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましても、586百万円となりました。

なお、当事業セグメントは2023年9月30日をみなし取得日として子会社化したケメット・ジャパン(株)およびシステム精工(株)の事業によって構成されており、前連結会計年度につきましても、6ヶ月の業績となっております。これにより、当連結会計年度と比較対象期間が異なるため、前期比の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として本社工場の再構築に伴い、加工・事務所棟を新設しております。

当連結会計年度の設備投資総額は、4,233百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特別な資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、企業ビジョンを「株式会社 北川鉄工所はものづくりという業にあって、お客様の喜びを我々の喜びとし、素直な心を尊び、勇気ある行動を敬い、自己実現の場として自律した活力あるリーダーを育成し、技術を誇り、未知なる世界に挑戦するQuality Businessを実践する集団である。」と掲げ、グループ社員全員でこの価値観を共有して実践することが、ものづくり企業としての企業価値の向上に繋がるものと考えております。

②目標とする経営指標

当社グループは、2021年度に長期経営計画「Plus Decade 2031」を策定し、その中で2031年度に連結売上高1,000億円、2027年度に連結営業利益で43億円を目標として掲げております。そして、当該目標を達成するために、昨年11月に2025年度からの3か年計画「中期経営計画2027」を策定いたしました。本計画では資本コストを上回る収益の確保を目指すべく、2027年度には投下資本利益率（ROIC）を6.0%、自己資本利益率（ROE）を6.5%と設定しております。

また、資本政策につきましても、キャピタリゼーション比率を25～30%と設定し、新規事業投資と株主還元を行いつつ、自己資本と有利子負債のバランスを図ってまいります。

当社グループは、「Plus Decade 2031」の実現に向けて基盤事業の収益力改善・強化を図り、事業・収益構造の転換に向けた土台作りを進めてまいります。

③中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、グループ全体の視点から、事業ビジョン、組織ビジョンを明確化し、中長期的な戦略に取り組んでおります。「Plus Decade 2031」のビジョンは「4つの価値観を実践し、世界基準の成長を実現する」です。当社の行動原理である「4つの価値観」を実践することで、世界経済の成長に立ち遅れることなく、継続した事業規模の拡大に取り組んでまいります。また、本計画の骨子として以下の3点を重点項目に挙げております。

1) 事業構造の転換

主として工作機器事業・産業機械事業・金属素形材事業・半導体関連事業の4事業を行っておりますが、これら既存事業のバランスを見直し、新事業分野やM&Aによる新領域への事業展開を推進することで事業ポートフォリオの再構築を図ります。

2) 経営品質の進化

ITインフラの強化やAI・3Dモデルの活用など最先端情報技術を実装することで技術基盤を確立してまいります。また、資源の再利用やCO2削減に寄与する商品開発を行い、脱炭素社会の実現に貢献することを目指します。

3) 人材育成

当社は企業成長の根幹は人材であるという思想のもと、「働きやすく、成長できる企業へ」をテーマに、自ら学習し、思考し、行動できる社員の育成を図ります。また、ジェンダーギャップの解消やダイバーシティの推進などに取り組み、人材育成の基盤を構築してまいります。

④会社の対処すべき課題

1) 事業ポートフォリオの転換

経営資源の選択と集中という観点から、抜本的な事業構造の変革を推進するとともに、社外連携やM&Aの活用による既存事業の市場拡大および新規市場の開拓に努め、持続的な企業成長に資する新たなビジネスモデルの創出に取り組んでいきます。

2) 既存事業の基盤強化

キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）は、海外での生産能力の増強や国内外の営業連携強化により海外市場への展開を強化し、また、既存商品の応用や商品とシステムを統合したソリューション提案を推し進め、新たな事業領域へ進出いたします。さらに、DX活用による業務効率の向上や商品の統廃合およびリニューアル、販売価格の見直しなど商品戦略を再構築することにより、事業体制の基盤強化に取り組んでまいります。

キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）は、コンクリートプラント事業はリードタイムの短縮や、設備配置の自由度の向上により市場競争力を高めてまいります。荷役機械事業は既存商品のシェア拡大を図り、クレーン製造で培った技術の水平展開による新たな商品開発を行います。自走式立体駐車場事業は徹底した収益管理により、安定した収益確保に取り組んでまいります。

キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）は、経営資源の最適化を目指し、生産性の改善や業務の効率化を進めてまいります。また、継続的な価格交渉により不採算部品の収益性を高めるとともに、不良率の低減およびライン稼働率の向上によりオペレーションの改善を図ります。既存事業の最適化と並行し、新規市場・製品の開発をより強化し、新たな事業領域への参入を目指してまいります。

半導体関連事業は、装置販売体制の強化を行い、半導体等の装置受注の拡大を図ってまいります。また、半導体製造装置を中心とした長期的な事業成長を目指し、半導体分野の対応力強化に向けた投資を本格化いたします。

3) 働きやすく成長できる環境の構築

多様な働き方やコミュニケーションの促進などに取り組み、心理的安全性の高い労働環境を整備してまいります。また、成長を促進するために、個々のキャリア形成支援や評価・処遇等の人事制度の見直しを行ってまいります。これらの取り組みによって、人材育成の基盤を構築し、社員が成長や働きがいを実感し、自律した活力ある人材へ成長することを目指してまいります。

4) デジタル技術活用による業務改革

DX化を加速させるため、人的資源の拡充やITインフラの戦略的更新を実施します。3DモデルやAI、ARなどの活用により、生産性の向上や新たな付加価値の創出に繋がっていきます。また、情報セキュリティ対策の充実や基幹システムの再構築によりIT化のリスクの極小化を目指してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第112期 (2022年3月期)	第113期 (2023年3月期)	第114期 (2024年3月期)	第115期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	58,676	59,700	61,567	57,280
営 業 利 益 (百万円)	2,101	194	1,680	1,872
経 常 利 益 (百万円)	3,062	1,034	2,409	2,315
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△951	△418	1,267	1,246
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△101.59	△45.15	137.27	135.00
総 資 産 (百万円)	73,311	74,480	80,142	82,000
純 資 産 (百万円)	36,735	37,066	40,031	41,739

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第112期 (2022年3月期)	第113期 (2023年3月期)	第114期 (2024年3月期)	第115期 (当期) (2025年3月期)
売 上 高 (百万円)	53,041	54,015	51,713	47,623
営 業 利 益 (百万円)	2,440	1,382	1,842	1,502
経 常 利 益 (百万円)	3,895	2,935	3,019	2,080
当 期 純 利 益 (百万円)	405	381	1,175	1,236
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	43.28	41.25	127.37	133.92
総 資 産 (百万円)	70,605	71,807	74,382	73,392
純 資 産 (百万円)	35,207	35,234	36,872	37,376

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 北 川 製 作 所	40百万円	77.5%	工作機器等の加工
北 川 冷 機 株 式 会 社	70百万円	100.0%	鋳鉄製品等の加工
株 式 会 社 AileLinX	95百万円	100.0%	無人航空機の製造及び販売
北 川 グ レ ス テ ッ ク 株 式 会 社	90百万円	100.0%	半導体・ハードディスクに関連する製造装置等の製造及び販売
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,560百万バーツ	100.0%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
上 海 北 川 鉄 社 貿 易 有 限 公 司	20百万円	100.0%	工作機器の販売
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司	5,500千米ドル	100.0%	工作機器の製造及び販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	1,296百万ペソ	100.0%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	3百万バーツ	100.0%	工作機器の販売
Kitagawa Technology India Private Limited	98百万インドルピー	99.5% (0.5%)	工作機器の製造

- (注) 1 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
2 「当社の議決権比率」欄の（ ）は、間接所有の割合を内書で記載しております。
3 Kitagawa Technology India Private Limitedは、2024年9月12日に設立しております。

(11) 主要な事業セグメント (2025年3月31日現在)

次に掲げた商品の製造、販売及びサービスの提供を主な事業といたしております。

事業部門	主要な商品およびサービス
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、パワーバイス、グリッパ
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、自走式立体駐車場
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	生型鋳造、消失模型鋳造の製法により製造する自動車部品・建設機械部品・農業機械部品
半導体関連事業	半導体製造装置、半導体受託加工、ハードディスク研磨装置及びライン構築、精密研磨装置、精密研磨消耗品、精密研磨受託加工

(12) 主要拠点等 (2025年3月31日現在)

① 当 社

本 社：広島県府中市元町77番地の1

支 店：広島（府中市）、宮城（仙台市）、東京（台東区）、埼玉（さいたま市）、
愛知（名古屋市）、大阪（大阪市）、福岡（福岡市）

営 業 所：北海道（札幌市）、新潟（新潟市）、香川（丸亀市）、沖縄（那覇市）

工 場：広島（府中市・福山市・世羅町）、埼玉（さいたま市）、和歌山（橋本市）

② 子 会 社

株式会社北川製作所（本社：広島県府中市）

北川冷機株式会社（本社：広島県世羅郡世羅町）

株式会社AileLinX（本社：広島県府中市）

北川グレステック株式会社（本社：千葉県千葉市）

KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)

上海北川鉄社貿易有限公司（中国）

北川（瀋陽）工業機械製造有限公司（中国）

KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ)

KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)

Kitagawa Technology India Private Limited (インド)

(13) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,275名	260名減

(注) 使用人の数が前連結会計年度末に比べ260名減少しておりますが、主にKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.のチョンブリ工場を閉鎖したことによるものです。

② 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,410名	17名減	43.0歳	17.0年

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社広島銀行	9,474 百万円
株式会社みずほ銀行	2,322
株式会社中国銀行	967
両備信用組合	400
みずほ信託銀行株式会社	313
株式会社三菱UFJ銀行	187

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 30,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 9,650,803株 (自己株式 411,583株を含む)
- (3) 株 主 数 9,677名 (前期比 241名減)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,074 千株	11.63 %
北 川 鉄 工 所 米 の り 会	712	7.71
株 式 会 社 広 島 銀 行	446	4.83
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	285	3.09
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	245	2.66
北 川 鉄 工 所 自 社 株 投 資 会	230	2.50
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	230	2.49
秋 元 利 規	200	2.16
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	171	1.85
北 川 祐 治	139	1.52

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式を411,583株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
4. 北川祐治氏の持株数には、役員持株会を通じての保有分を含めております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	4,200 株	2 名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりです。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役	北 川 祐 治	会長	株式会社北川製作所代表取締役会長 北川冷機株式会社代表取締役会長 株式会社ケーブル・ジョイ代表取締役会長 府中商工会議所会頭
代表取締役	北 川 宏	副会長	
代表取締役	岡 野 帝 男	社長執行役員兼開発本部長	
取 締 役	西 川 三佐子		
取 締 役	杉 口 安 弘		
取 締 役 (常勤監査等委員)	野 上 武 志		
取 締 役 (監査等委員)	貝 原 潤 司		カイハラ株式会社代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	平 浩 介		

- (注) 1. 取締役 西川三佐子氏、杉口安弘氏、野上武志氏、貝原潤司氏および平浩介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員 野上武志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、監査等委員 野上武志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 西川三佐子氏、杉口安弘氏、野上武志氏、貝原潤司氏および平浩介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役 岡野帝男氏は、2024年6月21日開催の第114回定時株主総会で新たに選任され取締役に就任いたしました。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- (1) 代表取締役 北川祐治氏は、2025年4月1日付で北川冷機株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

- (2) 代表取締役 北川祐治氏は、2025年4月1日付で株式会社ケーブル・ジョイの代表取締役会長兼社長に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除き、以下においても同様とする。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。決定方針は、公平性・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める取締役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が社外取締役が過半数を占める取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

1. 報酬の額またはその算定方法の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を動機づける報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

2. 報酬の決定方針

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」「非金銭報酬等」によって構成され、これらの比率は、当社の事業環境や他社水準に鑑み、適切な割合となるように設定することを方針としております。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であることを考慮し、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

3. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

- (1) 「基本報酬」は月例の固定報酬として支給しております。その額については、株主総会決議によって決定した限度額において、職位別に決定しております。
- (2) 「賞与」は原則として毎年一定の時期に支給しております。その額については、株主総会決議によって決定した限度額において、会社の業績、世間水準等を総合的に勘案し、決定しております。
- (3) 「非金銭報酬等」は毎年一定の時期に譲渡制限付株式として支給しております。その株式数については、株主総会決議によって決定した限度額において、職位別に決定しております。

4. 個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会から委任を受けた代表取締役会長 北川祐治が、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で決定しています。これらの権限を委任した理由は、当社の要職を歴任し、豊富な経営経験を有しているとともに、当社グループを取り巻く経営環境等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。

② 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の人数
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。） （うち社外取締役）	148 (9)	120 (9)	27 (一)	－ (一)	5名 (2名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	26 (26)	26 (26)	－ (一)	－ (一)	3名 (3名)
合 計 （うち社外役員）	174 (36)	146 (36)	27 (一)	－ (一)	8名 (5名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第112回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内。但し、いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。上記の定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。この報酬限度額には、譲渡制限付株式報酬額を含んでおります。譲渡制限付株式報酬については、上記の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、前記報酬限度額の範囲内で、年額50百万円、当社の普通株式年4万株を上限として支給することと決議をいただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第112回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。上記の定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

3. 賞与の額は、取締役3名に対する株式報酬を含んだ役員賞与引当金の計上額です。なお、前事業年度の事業報告に記載の引当金計上額に対する戻入額14百万円が生じております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分・氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役（監査等委員） 貝 原 潤 司	カイハラ株式会社 代表取締役会長	当社とカイハラ株式会社との間には、特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西 川 三佐子	取締役会 12/13回 出席	主に人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとしての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に人材開発について客観的・専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。
取締役 杉 口 安 弘	取締役会 13/13回 出席	主に産業機械・工作機械を取り扱う専門商社の企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では経営全般にわたり、客観的・専門的な立場から積極的に発言を行っております。
取締役（監査等委員） 野 上 武 志	取締役会 13/13回 出席 監査等委員会 14/14回 出席	主に金融機関における業務経験者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会では監査の実施状況及び結果を報告し、他の監査等委員と活発な意見交換を行っております。
取締役（監査等委員） 貝 原 潤 司	取締役会 12/13回 出席 監査等委員会 13/14回 出席	主に企業経営者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会では、常勤監査等委員から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っております。
取締役（監査等委員） 平 浩 介	取締役会 13/13回 出席 監査等委員会 14/14回 出席	主に各種団体の要職歴任者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会では、常勤監査等委員から監査の実施状況および結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 51百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 51百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役及び経理部並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川（瀋陽）工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司、KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD. については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請に係る業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役および使用人の行動規範としてキタガワ企業行動憲章およびキタガワ自主行動基準を定め、これを遵守する。
- ② 取締役会の運営については取締役会規程に定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令・定款の違反行為を未然に防止する。また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、監査等委員の監査対象になっている。
- ③ 取締役会は、内部統制システムの基本事項および重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定および進捗状況の管理を行う。
- ④ 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程および事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。
- ⑤ 当社は相談通報体制を設け、取締役および使用人が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、人事部長または常勤監査等委員に通報しなければならないこととする。
- ⑥ 監査等委員は当社の法令遵守体制および相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行にかかる情報については、法令および社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。
- ② 情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

(3) 当社の損失の危険に関する規定その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を策定するとともに当社グループのリスク管理を統括し、リスク管理の推進に関わる課題および対応策を協議・決定する組織として全取締役を委員とする全社リスク管理委員会を設置する。
- ② 全社リスク管理委員会のもとに各カンパニーまたは各本部を取り巻くリスクを特定・管理する組織として、各カンパニーおよび開発本部・DX戦略本部・経営管理部門を構成部門としたコーポレート部門にリスク管理委員会を設置する。
- ③ 各カンパニーおよびコーポレート部門のリスク管理委員会で特定されたリスクは、リスク対策チームを組成しリスク管理の方法を検討し実行する。
- ④ リスク対策チームでの検討内容はリスクレベルに応じ規程で定められた会議体において報告を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程に定める取締役会付議事項の審議を行う。
- ② 取締役の経営意思決定機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会において業務の執行状況を報告・確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

(5) 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、キタガワ企業ビジョンを共有し、当社グループ各社に適用するキタガワ企業行動憲章およびキタガワ自主行動基準をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営を行う。
- ② 当社は、当社グループ各社に対して年度毎に当社の経営基本方針を周知し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の当社取締役会においても当社グループ各社の状況把握と事業戦略を協議する。
- ③ 当社グループ各社は定期的に各々の取締役会を開催し、重要案件の審議を行い、その結果を当社に報告する。また、当社グループ各社は社長をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
- ④ 当社コンプライアンス委員会は当社グループ各社のコンプライアンス担当責任者に指導、指示を行う。
- ⑤ 当社グループは相談通報体制を設けており、当社グループの取締役および使用人にコンプライアンス違反があったとき、行われようとしていることを知ったときには、当社グループの相談通報窓口に通報しなければならないこととする。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、内部監査部門に属する使用人を監査等委員補助者とし、監査等委員補助者は監査等委員の指揮、命令の下で職務を遂行する。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員補助者を設置した場合、その監査等委員補助者の人事（異動・評価等）については、監査等委員会との協議による。
- ② 監査等委員補助者は、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役または使用人の指揮命令を受けない。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社グループは相談通報体制を設けており、当社グループの取締役および使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社グループの業務または業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員はいつでも必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(9) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

(10) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必須でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

(11) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、経営の基本方針、会社が対処すべき課題、当社グループを取り巻く事業上の重大なリスク、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換できる体制を整備する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力が当社グループの活動に関与し、影響を与えることへの防止を図るための反社会的勢力排除に向けた基本方針を次のとおり定め取り組む。

- 1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- 2) 反社会的な活動や勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。
- 3) 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は取締役8名（うち社外取締役5名）で構成されております。経営会議は取締役会出席者のほか、執行役員13名（うち委任型執行役員6名）を含んで構成しております。取締役会は13回、定款の規定に基づく書面決議は2回、経営会議は2回開催し、当社および当社グループ各社の重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、社外取締役は、これらの会議に出席して独立的な立場から意見を表明し、経営の監視・監督を行っております。

② 損失の危険等に関する管理、取り組み状況

主要な損失の危機について、当社では法令違反・不正行為等の早期発見およびこれらを未然に防止することを目的として、会長を委員長とし全取締役を委員とするキタガワコンプライアンス委員会を設置しており、委員会を2回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案等を協議しております。また、各部門にコンプライアンス推進担当者を配置して推進会議を2回開催し、コンプライアンス推進に関する活動および問題の把握並びに改善等を行っております。コンプライアンス事務局は、当社および国内子会社の全社員を対象とした研修および階層別の研修を実施するとともに毎月コンプライアンス便りを配信し、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、全取締役を委員とするリスク管理委員会を12回開催しております。

さらに、BCP（事業継続計画）の一環として、災害時に備えて自然災害対応マニュアル

を策定して当社グループの全社員へ周知を行っております。

- ③ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取り組み状況
当社グループは、当社の企業理念、基本方針を共有し、各社で諸規程を定めて業務の運営を行っております。当社取締役会は、当社グループ各社に対し業務執行の状況について報告を求め、業務執行の監督を行っております。重要な業務執行に関する意思決定については、当社の取締役会または、社長の承認を得る手続きを定め運用しております。また、内部統制システム全般の整備、運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし改善を進めております。監査等委員は、一部の子会社の取締役会への出席、子会社への往査等を通じて監査を行っております。
- ④ 監査等委員の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況
監査等委員は、監査等委員会を14回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決議を行っております。
監査等委員は取締役会、経営会議等への出席、取締役からの説明の聴取等を通じて、意思決定の過程、業務の進捗状況、当社の内部統制の構築および運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。
- ⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
反社会的勢力に対する基本方針をキタガワ自主行動基準に明記するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っております。他社との契約に際しては反社会的勢力排除条項を必ず明記する等の対応を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	41,500	流動負債	25,407
現金及び預金	11,503	支払手形及び買掛金	3,696
受取手形	458	電子記録債権	5,602
売掛金	7,937	短期借入金	3,648
契約資産	385	1年内返済予定の金務債権	1,875
電子記録債権	6,304	長期借入金	50
商品及び製品	4,716	リース負債	495
仕掛品	5,974	未払法人税等	3,419
材料及び貯蔵品	3,059	契約負債	2,412
その他金	1,175	賞与引当金	672
貸倒引当金	△14	役員賞与引当金	27
固定資産	40,500	製品保証引当金	109
有形固定資産	27,151	資産除去債	137
建物及び構築物	8,655	その負債	14,853
機械装置及び運搬具	11,121	長期借入金	8,337
土地	4,190	リース負債	134
リース資産	217	繰延税金負債	1,824
建設仮勘定	2,402	退職給付に係る負債	4,408
その他の資産	564	その他	148
無形固定資産	1,082	負債合計	40,260
のれん	534		
その他金	548	(純資産の部)	
投資その他の資産	12,265	株主資本	34,773
投資有価証券	4,323	資本剰余金	8,640
繰延税金資産	54	資本剰余金	4,893
退職給付に係る資産	7,736	利益剰余金	22,017
貸倒引当金	194	自己株式	△777
	△42	その他の包括利益累計額	6,960
		その他有価証券評価差額金	1,896
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	3,501
		退職給付に係る調整累計額	1,562
		非支配株主持分	4
資産合計	82,000	純資産合計	41,739
		負債及び純資産合計	82,000

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上	高				57,280
売上	上	原	高		48,170
販売費	上	総	利		9,109
営業	費	び	一		7,236
営業	業	外	般		1,872
受取	取	利	収		
受取	取	配	当	40	
持分	法	に	る	120	
為替	替	差	投	299	
不動産	動	産	賃	14	
スクラップ	ク	ラ	プ	54	
その	の		売	196	
営業	業	外	費	279	
支払	払	利	息		1,004
減価	価	償	却	382	
その	の		費	139	
経常	常	利	他	40	
特	別	利	益		561
固定	定	資	産		
受取	取	保	売	151	
特	別	損	却	135	
固定	定	資	産		
減損	損	除	却	168	
損害	害	補	償	40	
税金	等	調	整	30	
法人	税	住	民	32	
法人	税	等	調		
当期	純	利	益		271
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)					2,330
親会社株主に帰属する当期純利益				753	
				331	
					1,085
					1,245
					△1
					1,246

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	21,186	△795	34,112
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△600		△600
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,246		1,246
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△3		19	16
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動					—
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		△183	183		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△187	830	17	661
当 期 末 残 高	8,640	4,893	22,017	△777	34,773

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,043	—	2,237	1,634	5,914	4	40,031
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					—		△600
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		1,246
自己株式の取得					—		△1
自己株式の処分					—		16
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					—		—
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△147	△0	1,264	△71	1,046	0	1,046
当 期 変 動 額 合 計	△147	△0	1,264	△71	1,046	0	1,707
当 期 末 残 高	1,896	△0	3,501	1,562	6,960	4	41,739

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

北川冷機(株)、(株)北川製作所、(株)AileLinX、
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司、
北川グレストック株式会社、KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.、
Kitagawa Technology India Pvt.Ltd.

当連結会計年度において、当社の連結子会社であるシステム精工株式会社は、同社を存続会社として、同じく連結子会社であるケメット・ジャパン株式会社を吸収合併し、商号を北川グレストック株式会社といたしました。また、Kitagawa Technology India Pvt.Ltd.を新規設立しており、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

System Seiko Malaysia Sdn.Bhd.

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 3社

(株)ケーブル・ジョイ、KITAGAWA EUROPE LTD.、KITAGAWA-NORTHTECH INC.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

System Seiko Malaysia Sdn.Bhd.

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

<u>会社名</u>	<u>決算日</u>
(株)AileLinX	12月31日
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	12月31日
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	12月31日
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司	12月31日
上海北川鉄社貿易有限公司	12月31日
KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は主として移動平均法により算定）

 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、キタガワ マテリアル テクノロジー
カンパニーは、主として売価還元法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

当社及び連結子会社は、製品保証の支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要な事業	主要製品
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、 パワーバイス、グリッパ
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、 ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、 自走式立体駐車場
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	自動車部品、建設機械部品、農業機械部品
半導体関連事業	半導体製造装置、半導体受託加工、 ハードディスク研磨装置及びライン構築、検査装置、 精密研磨装置、精密研磨消耗品、精密研磨受託加工

①工作機器事業及び金属素形材事業、半導体関連事業

工作機器事業、金属素形材事業、半導体関連事業の製品の販売については、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

金属素形材事業では、顧客と締結した売戻契約によって原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②産業機械事業

産業機械事業のうち、自走式立体駐車場及びコンクリートプラントについては、主に長期の請負工事契約を締結しております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、工期がごく短期で重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、工事が完了し、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

その他の製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

外貨建債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を、また、借入金の金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個々の投資案件ごとに、投資の効果が発現する期間を合理的に見積り、20年以内で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項ありません。

会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については

遡及適用後の連結計算書類となっております。
これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

請負工事における収益認識

- 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 4,725百万円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事として、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断して、工期がごく短期で重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。工事完了までの見積総原価については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「半導体関連事業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

[収益の認識時期]

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	キタガワ グローバル ハンド カンパニー	キタガワ サン テック カンパニー	キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー	半導体 関連事業	計		
一時点で移転される財	9,031	15,279	24,725	2,512	51,549	1,005	52,555
一定の期間にわたり 移転される財	—	4,725	—	—	4,725	—	4,725
顧客との契約から 生じる収益	9,031	20,004	24,725	2,512	56,274	1,005	57,280
外部顧客への売上高	9,031	20,004	24,725	2,512	56,274	1,005	57,280

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等
4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	16,706	14,699
契約資産	693	385
契約負債	2,934	3,419

契約資産は、主に、立体駐車場事業において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち、未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従い、完成時点で請求し、概ね半年以内に受領しております。

契約負債は、立体駐車場事業を含む工事契約の履行義務の充足の時期に収益を認識する顧客との契約に基づいて、受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,956百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が307百万円減少した主な理由は、履行義務の充足に係る増加782百万円と完成時点による債権への振替及び契約負債との相殺による減少1,090百万円となっております。

契約負債が484百万円増加した主な理由は、工事請負に係る契約条件に定められた前受金収入による増加8,423百万円と顧客との契約から生じた債権又は契約資産との相殺による減少7,928百万円となっております。

②残存履行義務に配分した取引価格

工事契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は、5,785百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき期末日1年以内に約50%、残り約50%が1年超5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

製品の販売については、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に該当するため、実務上の便法を適用し注記の対象に含めておりません。

連結貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	51,311百万円
2	担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1)	担保に供している資産	
	建物	944百万円
	機械装置及び運搬具	615百万円
	土地	691百万円
	計	2,251百万円
(2)	担保に係る債務	
	1年内返済予定の長期借入金	49百万円
	長期借入金	2,083百万円
	計	2,133百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

種類	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
普通株式	9,650	—	—	9,650
合計	9,650	—	—	9,650

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	369百万円	40円	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	231百万円	25円	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	230百万円	利益剰余金	25円	2025年 3月31日	2025年 6月23日

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業を展開していることで生じる一部の外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社は外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、主に外貨建て借入金及び先物為替予約等を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告等に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
投資有価証券			
①満期保有目的の債券	40	39	△0
②その他有価証券	3,715	3,715	—
資産計	3,755	3,754	△0
長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	10,212	9,991	△221
負債計	10,212	9,991	△221
デリバティブ取引	△0	△0	—

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権

これらは、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,010	3,715	2,705
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		1,010	3,715	2,705

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については、△で示しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	48
関係会社株式	519
合計	568

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形	458	—	—	—
売掛金	7,937	—	—	—
電子記録債権	6,304	—	—	—
合計	14,699	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	3,648	—	—	—
長期借入金	1,875	7,647	690	—
リース債務	50	130	3	—
合計	5,574	7,778	693	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
その他有価証券	3,715	—	—	3,715
資産計	3,715	—	—	3,715
デリバティブ取引	—	—	—	—
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
満期保有目的の債券	—	39	—	39
資産計	—	39	—	39
長期借入金	—	9,991	—	9,991
負債計	—	9,991	—	9,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。一方で、公債は活発な市場の相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	4,517円	11銭
1 株当たり当期純利益	135円	00銭

重要な後発事象について

当社は、2024年10月15日において、連結子会社における固定資産の譲渡を決定し、当該決定に基づき2024年10月15日に売買契約を締結し、2025年2月28日に下記不動産の所有権を譲渡しました。

1. 譲渡の理由

当社は、2023年2月10日付「タイ国連結子会社の工場閉鎖決定に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、タイ国連結子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. の工場を2023年12月31日に閉鎖いたしました。その後、当該工場跡地の購入希望があったことから譲渡することといたしました。

2. 譲渡会社

名称	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.
所在地	WHA Chonburi Industrial Estate1,39MOO-8 T.BO-WIN,A.SRIRACHA CHONBURI 20230 THAILAND
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 坂本 建治
事業内容	鋳物製品の製造・販売
資本金	2,560 百万THB

3. 譲渡資産の内容

資産の内容	土地 94,040㎡、建物 34,320㎡
所在地	WHA Chonburi Industrial Estate1,39MOO-8 T.BO-WIN,A.SRIRACHA CHONBURI 20230 THAILAND
帳簿価格	170 百万THB (2024年12月31日現在 789百万円)
譲渡価格	520 百万THB (2024年12月31日現在 2,412百万円)
現況	土地及び工場建屋

4. 譲渡先の概要

商号	PROIRON (THAILAND) LIMITED	
所在地	11/2, P23 Building, 11th Floor, Room No. 1107, Soi Sukhumvit 23 (Prasarnmit), Kwaeng Khlong Toei Nuea, Khet Vadhana, Bangkok Metropolis	
代表者	代表取締役 Wang Zhi	
資本金	4百万THB	
設立年月日	2024年9月11日	
主な事業内容	運動用具等の製造・販売 等	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません
経営成績及び財政状態	当該会社は設立から1年未満のため、当該会社の経営成績及び財政状態については記載しておりません。	

5. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

2025 年3月期の連結決算において特別利益として固定資産売却益を計上する予定でしたが、譲渡先の不動産取得手続の審査が遅延したため、2026年3月期にずれ込むこととなりました。当該資産の譲渡に伴い発生する売却益は、2026年3月期第1四半期連結会計期間において、特別利益（固定資産売却益）として約11億円を計上する見込みです。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)					(負債の部)				
流動資産	現金及び預金	37,436	流動負債	支払手形及び短期借入金	21,699				
固定資産	建物、構築物、機械及び運搬具、土地、敷地、建物敷地、投資有価証券	16,801	固定負債	長期借入金、リース負債、未払金、未払法人税等、契約引当金、賞与引当金、役員報酬引当金、退職給付引当金、繰上り引当金	14,316				
純資産	資本金、剰余金、繰上り引当金、繰上り引								

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上	上	高			47,623
売上	上	原	高		40,910
販売	上	総	利		6,713
費	及	び	一		5,210
業	業	外	利		1,502
受	取	利	収		
受	取	配	当	346	息
不	動	産	賃	256	金
為	替	差	貸	134	料
ス	ク	ラ	ッ	78	益
そ	の	プ	売	97	益
営	業	外	費	203	他
支	払	利			用
減	価	償	却	359	息
そ	の			139	費
経	常	利		38	他
特	別	利			537
貸	倒	引	当		2,080
受	取	保	金	681	額
特	別	損	戻	135	金
固	定	資	入		失
貸	倒	引	当	30	損
関	係	会	金	99	額
投	資	損	株	18	損
損	害	補	式	775	額
税	引	前	引	32	額
法	人	税	当		955
法	人	税	期		1,941
当	期	純	純	395	益
		利	利	309	益
		益	益		704
					1,236

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	21	5,102
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△3	△3
当 期 末 残 高	8,640	5,080	18	5,099

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	997	622	3,700	16,561	21,881
当 期 変 動 額					
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 積 立					
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩		△21		21	—
剰 余 金 の 配 当				△600	△600
当 期 純 利 益				1,236	1,236
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△21	—	658	636
当 期 末 残 高	997	600	3,700	17,220	22,518

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△795	34,829	2,043	—	2,043	36,872
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の積立						
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△600				△600
当 期 純 利 益		1,236				1,236
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1				△1
自 己 株 式 の 処 分	19	16				16
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△147	△0	△147	△147
当 期 変 動 額 合 計	17	651	△147	△0	△147	503
当 期 末 残 高	△777	35,480	1,896	△0	1,896	37,376

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製 品 キタガワ サン テック カンパニー 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
キタガワ グローバル ハンド

カンパニー

キタガワ マテリアル テクノロジー

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

カンパニー

(2) 原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 仕掛品 キタガワ サン テック カンパニー 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
キタガワ グローバル ハンド

カンパニー

キタガワ マテリアル テクノロジー

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

カンパニー

(4) 貯蔵品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 3～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 製品保証引当金

製品保証の支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要な事業	主要製品
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、 パワーバイス、グリッパ
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、 ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、 自走式立体駐車場
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	自動車部品、建設機械部品、農業機械部品

①工作機器事業及び金属素形材事業

工作機器事業、金属素形材事業の製品の販売については、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

金属素形材事業では、顧客と締結した売戻契約によって原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②産業機械事業

産業機械事業のうち、自走式立体駐車場及びコンクリートプラントについては、主に長期の請負工事契約を締結しております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、工期がごく短期で重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、工事が完了し、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

その他の製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を、また、借入金の金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

(1) 請負工事における収益認識

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額 4,725百万円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報
「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(2) 関係会社貸付金に対する貸倒引当金

- 1 当事業年度の関係会社貸付金残高 8,360百万円
- 2 当事業年度の貸倒引当金計上額 659百万円
- 3 その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社貸付金について、個別に回収可能性を勘案し、財務内容評価法に基づき回収不能見込額を貸倒引当金へ計上しています。財務内容評価法を採用するに際し、債務者である関係会社の支払能力を総合的に判断しています。関係会社の支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断しています。

関係会社の経営状態により追加の貸倒引当金の繰入または戻入が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	37,564百万円
2	担保に供している資産及び担保に係る債務	
	(1) 担保に供している資産	
	建物	944百万円
	機械及び装置	615百万円
	土地	691百万円
	計	2,251百万円
	(2) 担保に係る債務	
	1年内返済予定の長期借入金	49百万円
	長期借入金	2,083百万円
	計	2,133百万円
3	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	関係会社に対する短期金銭債権	5,546百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	4,134百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	359百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	399百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3,162百万円
仕入高	3,414百万円
営業取引以外の取引高	683百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	420	1	10	411
合計	420	1	10	411

税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	62百万円
投資有価証券	3,405百万円
未払事業税	36百万円
投資損失引当金	243百万円
貸倒引当金	224百万円
賞与引当金	183百万円
製品保証引当金	22百万円
退職給付引当金	1,387百万円
その他	308百万円
繰延税金資産小計	5,876百万円
評価性引当額	△4,089百万円
繰延税金資産合計	1,786百万円

繰延税金負債

前払年金費用	1,751百万円
固定資産圧縮積立金	274百万円
その他有価証券評価差額金	809百万円
その他	87百万円
繰延税金負債合計	2,922百万円
繰延税金負債の純額	1,135百万円

(2) 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が42百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が19百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が23百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	タイ チョン ブリ県	2,560	鋳物製品の 生産販売	(所有) 直接 100.0	同社への資金 援助	資金の貸付 資金の回収	— 2,162	長期貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、子会社が事業活動を停止したことから、金利を免除しております。
2. 当事業年度において、長期貸付金を全額回収したことにより、681百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	KITAGAWA MEXICO, S.A.DE C.V.	メキシコ アグアス カリエン テス州	1,296	鋳物製品の 生産販売	(所有) 直接 100.0	同社への資金 援助	資金の貸付 資金の回収	3,341 2,894	短期貸付金	4,199
									長期貸付金	2,601

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	北川（瀋陽） 工業機械製造有限公司	中国 遼寧省 瀋陽市	5,500	工作機器の 生産販売	(所有) 直接 100.0	同社への資金 援助 役員の兼任	資金の回収	—	長期貸付金	560

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 子会社への長期貸付金に対し、298百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において74百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株) ケーブル・ジョイ	広島県府中市	303	有線テレビ放送	(所有) 直接 31.8	同社への資金援助 役員の兼任	資金の回収	—	長期貸付金	386

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 関連会社への長期貸付金に対し、361百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において25百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千英ポンド)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	KITAGAWA EUROPE LTD.	英国ソールズベリー市	225	工作機器販売	(所有) 直接 50.0	欧州における当社製品の販売及び同社への資金援助 役員の兼任	工作機器製品の販売	510	売掛金	162
							資金の回収	196	短期貸付金 長期貸付金	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社工作機器製品の販売については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 当事業年度において3百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
4. 2025年4月に1,800千英ポンドの増資を行い、資本金は2,025千英ポンドとなっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	4,045円 42銭
1 株当たり当期純利益	133円 92銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 北 川 鉄 工 所
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 島 拓 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 金 原 和 美
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の連結子会社は、2025年2月28日に固定資産を譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

株式会社 北 川 鉄 工 所
取 締 役 会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 森 島 拓 也
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 金 原 和 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2024年4月1日から2025年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社北川鉄工所 監査等委員会

常勤監査等委員 野 上 武 志 ㊞

監査等委員 貝 原 潤 司 ㊞

監査等委員 平 浩 介 ㊞

(注) 監査等委員野上武志、貝原潤司及び平浩介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



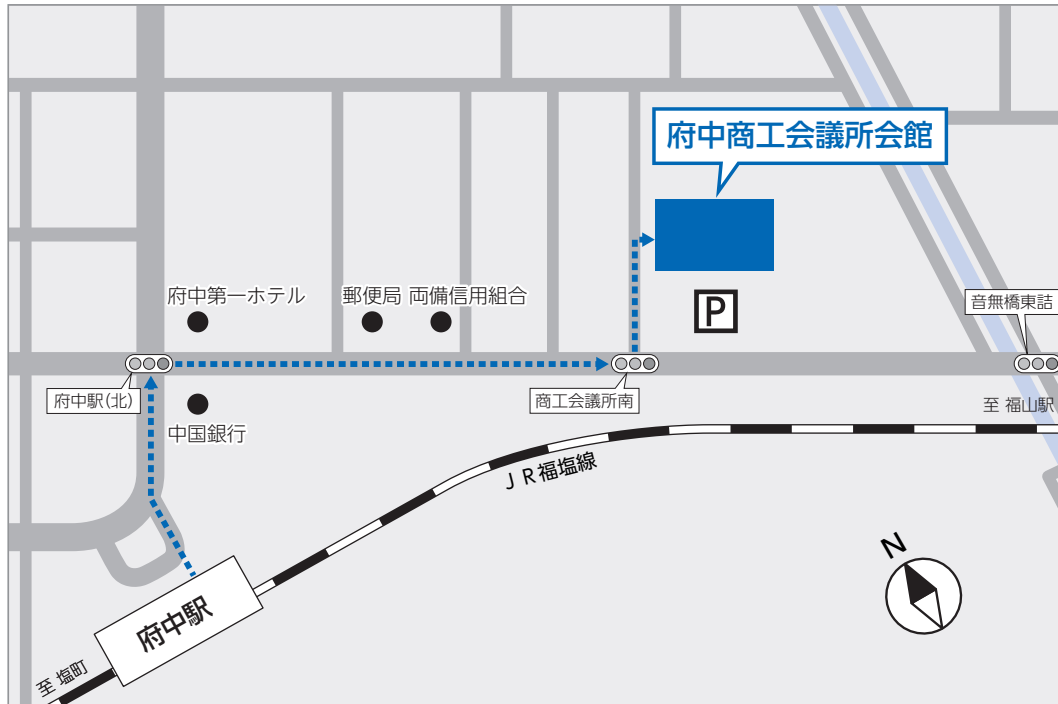
会場

府中商工会議所会館
広島県府中市元町445番地の1



交通機関

J R 福塩線
府中駅下車 徒歩 5 分



■お体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ
車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導などをご希望の場合には、
事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。
(ご連絡先) 株式会社北川鉄工所 総務部 電話番号 0847-40-0501



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

